

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

第1条（総則）

本規約は、楽天カード株式会社（以下「甲」という。）が提供する決済サービス「楽天カードマルチ決済サービス」（以下「本サービス」という。）について、甲と本サービス利用申込者（以下「乙」という。）との間の契約関係（以下「本契約」という。）を定めるものである。

第2条（用語の定義）

本規約における用語の定義は、以下のとおりとする。

- （1）「本サービス」とは、甲が提供する決済サービスであって、クレジットカード決済に関する売上代金の収納代行ならびに与信、売上請求等のための情報処理サービスおよびこれらに付随するサービスをいう。
- （2）「本サービス利用店舗」とは、本サービスを利用して乙が取扱商品等を顧客に対して販売または提供するインターネット上のページをいう。
- （3）「顧客」とは、本サービス利用店舗を閲覧して乙の取扱商品等を注文し、本サービスを利用して決済を行おうとする個人または法人をいう。
- （4）「商品等」とは、物品、サービス、権利、役務、ソフトウェア等をいい、「取扱商品等」とは、乙が本サービス利用店舗で顧客に販売または提供する商品等をいう。
- （5）「コンテンツ」とは、乙が本サービス利用店舗で提供する一切の情報をいう。
- （6）「カード会社」とは、本契約に基づき甲が乙の代理人となり、甲の代理行為により乙がその加盟店となるすべてのカード会社をいう。

第3条（申込みおよび届出事項）

1. 乙は、本サービスの利用にあたっては、甲所定の方法で利用の申込みを行うものとし、甲による承諾の通知をもって本契約の成立とする。
2. 乙は、本サービスの利用の申込みにあたり、甲所定の方法で以下の事項をあらかじめ甲に届け出るものとし、届け出た事項に変更がある場合は、事前に甲に対して甲所定の方法でその旨を届け出なければならない。なお、届出を怠ったことに起因する損害については、乙がその全責任を負うものとする。
 - （1） 商号（屋号）、代表者名および住所
 - （2） 取扱商品等
 - （3） 本サービス利用にあたっての責任者（以下「管理責任者」という。）の氏名、電子メールアドレス、電話番号その他甲所定の事項
 - （4） 代金の決済方法
 - （5） 乙の振込先金融機関口座情報
 - （6） その他甲が指定する乙の業務に関する事項
3. 甲が前項により届出のあった乙の住所に書面を郵送した場合には、乙の受領拒絶・不在その他の事情で書面が到達しなかった場合または配達が遅延した場合でも、通常到

達する時期に到達したものとみなす。

4. 甲が第1項により届出のあった乙の管理責任者の電子メールアドレス（以下「届出メールアドレス」という）に電子メールを送信した場合には、当該電子メールは乙が受信した時点または甲による送信後24時間の経過のいずれか早い時点に到達したものとみなす。
5. 甲が乙に対し、甲のサーバ内の甲所定のページに連絡事項を掲示した旨を届出メールアドレス宛に電子メールにより通知した場合、乙は、速やかに当該連絡事項の確認をしなければならず、乙による確認または当該電子メールが前項により到達したとみなされた時点から24時間の経過のいずれか早い時点に当該連絡事項は乙に到達したものとみなす。

第4条（クレジットカード会社との加盟店契約）

1. 乙は、甲に対して以下の各号に記載する内容の業務を乙の代理人としてカード会社との間で行うことを委託し、甲はこれを受託する。
 - (1) 乙とカード会社との加盟店契約（以下「カード加盟店契約」という）の締結およびこれに付随する一切の行為
 - (2) 乙に関する届出
 - (3) 通信販売の受付業務
 - (4) 売上承認の取得
 - (5) 本人認証業務
 - (6) 売上請求に関する事項
 - (7) 売上代金の収納
 - (8) セキュリティ保持に関する業務
 - (9) その他、甲乙間で合意し、カード会社が承認した業務
2. 甲は、前項の受託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。なお、甲がクレジットカード番号等の取扱に関して業務委託する場合には、甲はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。
3. 乙は、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約の成立に先立って、カード会社による加盟店審査があること、および審査の結果カード加盟店契約の締結ができず本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ了承する。なお、カード加盟店契約が締結できない場合でも、甲およびカード会社は乙に対して一切責任を負わないものとする。
4. 本条第1項第1号により締結されたカード加盟店契約は、甲とカード会社との間での「カード加盟店に関する契約」が終了した場合には、それに伴い終了するものとする。この場合、甲とカード会社との間での契約終了の理由の如何を問わず、甲は乙に対して何らの責任も負わないものとする。
5. 乙は、乙が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カード会社が、甲および乙に何ら通知、催告することなく、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約を解除する

ことができることをあらかじめ承諾する。

- (1) カード加盟店契約の規定に違反した場合
 - (2) 本規約にいうカード会社以外のクレジットカード会社との間での契約に違反した場合
 - (3) 信用状態に重大な変化（不渡、銀行取引停止処分、破産等を含むが、これらに限られない）が生じたときまたはカード会社が判断した場合
 - (4) 顧客からの苦情その他の事情が発生した場合において、当該事情に基づくカード会社からの改善要請に乙が従わない等、カード会社が乙とのカード加盟店契約を継続することが不相当であると認めた場合
6. 乙は、乙が本規約の各条項に違反するときは、本条第1項第1号により締結されたカード加盟店契約の違反をも構成し、同契約に従い責任を負う場合があることを了承する。
7. 甲は、本サービス提供のため、またはその他の理由により、カード会社の一部または全部を変更または追加することができるものとし、この場合、乙はその手続のために必要となる書類その他を甲の求めに応じて提出するものとする。乙と、同一ブランドのカードを取り扱う複数のカード会社との間でカード加盟店契約が成立した場合、当該カードブランドを取り扱ういずれのカード会社を本サービスにかかる個々の取引について決済を行うカード会社とするかの決定は、甲の裁量のもとに行うものとする。
8. カード加盟店契約およびカード加盟店契約に基づくクレジットカード決済に関する事項で本規約に定めのない事項については、カード会社がカード加盟店契約に関して定める規約、約款等の定めるところに従うものとする。

第5条（コンテンツの表示）

1. 乙は、本サービス利用店舗の表示にあたり、以下の事項を遵守しなければならない。
 - (1) 本規約に定める内容に反する表示をしないこと
 - (2) グロテスクその他一般人が不快感を覚える表示をしないこと
 - (3) 顧客の判断に錯誤を与えるおそれのある表示をしないこと
 - (4) 公序良俗に違反する表示をしないこと
 - (5) 商品等に特定商取引に関する法律が適用されるか否かにかかわらず、同法第11条および同法施行規則第8条により表示を義務付けられた事項について表示すること
 - (6) 割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、著作権法、商標法およびそれらに関連する法律、その他関係法令に違反しないこと
 - (7) 前号の他、以下の事項について表示すること
 - (ア) 乙の商号・屋号、名称・住所、電話番号および電子メールアドレス
 - (イ) 代表者及び管理責任者の氏名および連絡方法
 - (ウ) 営業時間、定休日等
 - (エ) 商品等の販売価格、送料、その他必要とされる料金

- (オ)商品等の引渡期間
 - (カ)代金の支払時期および方法
 - (キ)商品等の返品・取消に関する説明
 - (ク)当該データを暗号化し、かつ暗号化している旨の表示を行うこと。ただし、暗号化によりデータの機密性が完全に保持できるなど、消費者に誤解を与える表示をしないこと
 - (ケ)商品等についての問い合わせおよび苦情は乙宛に行うべきこと
 - (コ)本サービスを利用できる旨
 - (サ)その他甲所定の事項
2. 乙は、コンテンツについて常に最新の情報を掲載するよう定期的に更新を行う。
3. 甲は、乙が作成したコンテンツが本サービス利用店舗としてふさわしくないと判断した場合には、その内容および表示を変更するよう求めることができ、乙はこれに従うものとする。

第6条（提供する商品またはサービス）

1. 乙は、本サービスを利用するにあたり、甲およびカード会社に対し、以下の事項を遵守することを保証し、誓約する。
- (1) 本サービス利用店舗において販売または提供し、または販売または提供する予定の取扱商品等は、甲が定める様式により、乙が甲に届け出て甲が承認したものに限り、販売または提供すること
 - (2) 乙の提示する販売条件、商品説明等の表示内容と異なることのない、瑕疵のない取扱商品等の販売、提供を行うこと
 - (3) 顧客に対し、購入の申し込み、承諾の仕組みを提示し、顧客が取引の成立時期を明確に認識できる措置を講じること
 - (4) 顧客との間での二重送信やデータ誤入力が生じないように確認画面を表示するなど誤操作の防止措置を講じること
 - (5) インターネットその他の通信回線を用いて、甲との間で本契約の遂行に必要なデータの受渡ができるシステム環境を有しており、かつかかる体制を本契約期間中を通じて維持すること
 - (6) 取扱商品等に関する受注、配送、問い合わせへの対応その他のアフターサービスの体制が整っており、かつかかる体制を本契約期間中を通じて維持すること
 - (7) 取扱商品等の販売、提供対象が法律上その他合理的な理由により、日本国内に居住する者に限られる必要がある場合には、甲にあらかじめその旨を通知するとともに、本サービス利用店舗においてその旨を明示し、適用のある法律その他の規制を遵守すること
 - (8) 販売、提供を行うにあたり、監督官庁その他の機関の許認可を得、または届出を行わなければならない取扱商品等を取り扱う場合には、甲にあらかじめそれらの手続を経ていることを証明する書類等を提出し、事前に甲および甲を通じ

てカード会社の承認を得ること

2. 乙は、以下のいずれかに該当するものを取扱商品等として取り扱うことは、カード会社により禁止されていることを認識し、本サービス利用店舗においてこれらを取り扱わないことを誓約する。
 - (1) 銃刀法、麻薬取締法、ワシントン条約等、法令、国際条約その他の定めに違反するもの
 - (2) 犯罪行為を惹起するおそれがあるもの
 - (3) 生命または身体に危険をおよぼすおそれがあるもの
 - (4) 猥褻性のあるものまたは通常人に嫌悪感をおぼえさせるもの
 - (5) 通常人の射幸心をあおるもの
 - (6) 生き物
 - (7) 事実誤認を生じさせるものまたは虚偽であるもの
 - (8) 顧客その他第三者の著作権、商標権、意匠権、特許権その他の知的財産権を侵害するもの
 - (9) 顧客その他第三者の権利、財産、プライバシー等を侵害するもの
 - (10) 特定商取引に関する法律に違反するもの
 - (11) 消費者契約法第4条の規定に基づき取消しが可能であるもの
 - (12) その他公序良俗に反するものまたは顧客に販売、提供する商品、サービス等として不適切であると甲またはカード会社が判断するもの
3. 乙は顧客に対し、本サービスを利用して商品券、プリペイドカード、印紙、切手、回数券、有価証券等を販売または提供してはならない。ただし、甲および甲を通じてカード会社が特に認めた場合にはこの限りではない。
4. 乙は、ソフトウェアのダウンロード販売等、商品等の配送を伴わない商品等を取り扱う場合は、あらかじめカードの不正使用防止策を講じた上で事前に甲にその旨を申請し、甲の承認する運用方法により通信販売を行わなければならない。
5. 乙は、継続的なサービス、役務の提供にあたって、その代金を前払いで受領するために本サービスを利用してはならない。ただし、甲および甲を通じてカード会社が特に認めた場合にはこの限りではない。その場合、顧客が当該サービス、役務提供の契約期間中に契約の中途解約および未経過期間についての代金の返金を申し出たときには、乙が全責任をもってそれに対応するものとし、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけないものとする。なお、顧客に対して返金を行う場合の処理の方法については、甲所定の方法によるものとする。
6. 乙が販売または提供する物品、サービス、権利、役務、ソフトウェア等の商品等について、乙以外の第三者が著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利を有する場合は、事前に当該第三者から当該権利を甲および乙が使用することについて許諾を受けなければならない。第三者からこれらの権利に基づく請求を受けた場合には、乙が全責任をもってそれに対応し、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけないようにするとともに、当該請求を受けたことに伴い必要となる顧客に対する対

応の一切を行うものとする。

第7条（販売方法）

1. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示するとともに、顧客との間で予想されるトラブル等について一方的に顧客が不利にならないように取り計らい、乙と顧客の責任範囲について顧客が理解できるように明示しなければならない。
2. 乙は、顧客との間で、商品等の不着、到着遅延、瑕疵その他の紛争が生じた場合、またはコンテンツに関し第三者との間で著作権、商標権等の知的財産権もしくは人格権等に関する紛争が生じた場合には、すべて乙の責任と負担において解決するものとする。また、甲が顧客その他の第三者に損害賠償等の支払を余儀なくされた場合には、乙はその全額を甲に支払うとともに、その解決のために要した弁護士費用その他一切の諸経費を甲に支払う。
3. 乙は、本サービス利用店舗での商品等の取引を行うにあたり、特定商取引に関する法律、割賦販売法、不当景品および不当表示防止法、消費者契約法、犯罪による収益の移転防止に関する法律、その他関係法令を遵守する。
4. 甲は、乙と顧客その他の第三者との間の紛争について、乙の同意を得ることなく、当該顧客または第三者に対し当該紛争に関する情報提供その他の援助を行うことができる。

第8条（申込受付の方法）

1. 乙は、商品等への申込みの受付を行うときは、顧客に以下の申込データを送信させるものとする。
 - (1) 顧客の氏名および顧客への通知に必要な連絡先
 - (2) 商品等の名称、種類等、商品等を特定できる事項
 - (3) 商品等の対価額・付帯費用および数量
 - (4) カードの会員番号
 - (5) カードの有効期限
 - (6) カードによる代金の支払方法
 - (7) その他甲が必要と認めた事項

ただし、カードの暗証番号については送信させないものとする。

2. 乙は、前項の申込みを受け付けたときは、顧客から送信させた前項各号のうち、甲が指定する申込データ、顧客との通信および取引処理経過を記録、保管するものとする。

第9条（本サービスの利用）

1. 乙は、本サービスを本規約の定める目的の範囲内で、かつ本規約に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. 本契約は、本規約において定める場合を除き、甲が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について何ら許諾をするものではない。

3. 乙は、顧客が乙と取引を行うにあたり利用することのできるカードの種類を表示しなければならない。ただし、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約が解除された場合には、乙はただちに当該表示を取りやめなければならない。
4. 乙は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならない。
5. 乙は、顧客のクレジットカード番号、有効期限等のクレジットカードに関する情報を乙が保持する場合、これらに関するすべての情報（以下「カード情報」という）およびシステムを第三者に閲覧、漏洩、改ざん、破壊されないための措置をあらかじめ講じなければならない。かつ、そのような事態が生じないようカード情報に類する重要な情報を取り扱う者に通常要求される注意義務に従いカード情報を取り扱わなければならない。
6. 乙が保持するカード情報の漏洩等により、顧客その他の第三者との間で紛争が生じた場合には、乙は漏洩等の事実を速やかに書面をもって甲に報告するものとし、その責任と負担において当該紛争を解決し、甲およびカード会社に対して一切迷惑をかけないものとする。
7. 乙は前項の事実が発生した場合、甲による再発防止のために必要な措置を講じることについての指導を受け、乙はこれに従うものとする。

第10条（資料提供・調査等）

1. 乙は、甲またはカード会社から本サービスの運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. 甲は、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約の遵守状況を確認することができるものとする。
3. 乙は、甲とカード会社との間での契約に定める事項について、カード会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第11条（禁止事項）

1. 乙は、本サービスを利用するにあたり、次の行為を行わないものとする。
 - (1) 本サービスにより利用することができる情報を改ざんまたは破壊する行為
 - (2) 有害なコンピュータープログラムなどを送信または書き込む行為
 - (3) 甲または第三者（顧客を含む。以下、本項において同じ）の著作権その他の権利を侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - (4) 甲または第三者を誹謗し、中傷し、またはその名誉を傷つけるような行為
 - (5) 甲または第三者の財産、プライバシーを侵害し、または侵害するおそれのある行為
 - (6) 乙自身が本サービスに類似するサービスを運営する行為
 - (7) 本規約の規定に反する行為
 - (8) 法令に違反し、または違反するおそれのある行為
2. 甲は、乙が前項各号に該当する行為を行っている場合、該当する行為を行うおそれが

あると判断した場合、またはカード会社が乙の行う取引が不適切であると判断した場合には、乙に対して、本サービス利用店舗上のコンテンツの全部または一部の削除、商品等の全部または一部の販売、提供の停止を求めることができるものとし、乙は、甲からかかる要求があった場合には即時にこれに従うものとする。

第12条（売上承認の取得）

1. 乙は、取扱商品等の販売または提供にあたって、顧客より本サービスによる決済を支払方法とする申込を受けたときは、甲が別途定める方法により、甲を代理人として、その全件につきカード会社の売上承認を受けなければならない。乙がかかるカード会社の売上承認を得ないで取引を行った場合は、乙は当該取引にかかる代金について一切の責任を負い、甲またはカード会社に対して支払を求めることはできないものとする。
2. 乙は、前項に定めるカード会社の売上承認は、当該カードの有効性のみを保証するものであり、当該通信販売の申込者が顧客本人であることを保証するものでないことを了解し、承認するものとする。

第13条（本人確認）

クレジットカードの名義人以外の者を、正当に当該クレジットカードを保有している者と誤認して取引を行ったことにより生じる紛争については、すべて乙がその責任と費用において解決するものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけないものとする。

第14条（商品の発送またはサービスの提供）

1. 乙は、顧客から注文を受けた取扱商品等を、注文受付後（売上承認が得られた旨の通知を甲またはカード会社から受領した後）、速やかに顧客の指定した送付先に発送し、または甲およびカード会社が認めた方法により提供するものとする。なお、乙は顧客が商品等の送付先として郵便局内私書箱、私設私書箱等、商品等の受領確認が不明確となるおそれのあるものを指定した場合には、当該送付先に商品等を発送しないものとし、当該顧客に商品等の発送ができない旨の連絡をするものとする。
2. 乙は、取扱商品等の発送または提供をただちに行えない場合、またはその遅延が発生した場合には、速やかに顧客および甲に対して発送時期または提供時期を書面その他甲の指定する方法にて通知するものとする。
3. 乙は、原則として商品配送時に、商品名、数量、代金額、送料、税額、代金支払方法その他、割賦販売法に定める事項などを記載した書面を顧客に交付するものとする。
4. 乙がソフトウェア等のダウンロード販売を行う場合は、甲およびカード会社が認める所定の方法による顧客の注文とこれに対する乙の承諾をもって商品等の発送があったものとみなすものとする。
5. 乙は、商品等の発送記録を整備し、運送会社の荷受伝票その他運送の受託を証明する

文書等を保管するものとする。

第15条（支払区分）

本サービスを利用したクレジットカードによる支払において、顧客が利用することができる代金の支払区分は、別途甲またはカード会社が定めるとおりとし、カード会社の判断により、分割払い等の支払区分を利用することができない場合があることを、乙はあらかじめ了承するものとする。

第16条（売上情報）

1. 乙は、本サービスを利用してクレジットカードを支払方法とする取扱商品等を販売または提供したときは、甲が乙を代理してカード会社に提供する売上傳票または売上請求データ（以下、総称して「売上情報」という）を、甲所定の方法により、甲に提出するものとする。
2. 乙は、以下に定める日を売上日として売上情報を作成し、甲に提出するものとする。
 - （1） 物品等の販売をしたときは、当該物品等の発送日
 - （2） サービス、役務等の提供をしたときは、当該サービス、役務等の提供日
3. 乙は、本条第1項の売上情報の提出にあたり、以下の事項を行ってはならない。
 - （1） 現金の立替、過去の売掛金等、当該取引によって発生した対象商品等の代金以外の代金を記載すること
 - （2） 1回の取引について、複数の取引に分割して売上情報を作成すること
 - （3） 事実と異なる売上日や架空、水増しした代金を記載する等、不実、不正の売上情報を提出すること
 - （4） その他不正な方法により売上げを計上すること
4. 乙は、前項の定めを違反したことにより甲またはカード会社に損害を与えたときは、当該損害を賠償しなければならないものとする。

第17条（売上債権の譲渡等）

1. 乙は、甲が前条第1項の売上情報をカード会社に送付し、当該売上情報がカード会社に到着した後、カード会社が定める締切日の時点で乙からカード会社に当該代金債権が譲渡されることを承諾する。なお、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約において、当該代金債権の精算が債権譲渡によりなされるのではなく、カード会社が乙に対して立替払いを行うことによりなされる旨が規定されている場合には、本規約における債権譲渡についての規定はすべてそれに適合するよう解釈されるものとする。
2. 乙が前条第1項の売上情報を、甲およびカード会社が別途指定する期日までに甲に到着するよう提出しなかったときは、甲は当該売上情報をカード会社に提出する義務を負わないものとし、乙は当該代金について一切の責任を負うものとする。

第18条（カード会社からの支払）

1. 乙は、カード会社がカード加盟店契約に基づき、前条第1項により乙から譲渡された

債権を別途定める期日に締め切り、当該期間の対象となる代金債権の金額を乙に支払うことを確認する。

2. 前項によりカード会社から乙に支払われる金員については、甲が乙を代理してカード会社より受領する。なお、甲が代理受領した金員については、利息は付さないものとする。
3. 乙は、甲が前項の代理受領権限を喪失した場合であっても、支払期日の30営業日前までに、乙が当該カード会社に対して甲の代理受領権限喪失を通知しない限り、当該カード会社は前項に基づき甲に譲渡代金の支払を行うことにより当該譲渡代金を弁済したとみなされ免責されることを、あらかじめ異議なく承諾する。
4. 甲は、乙に対し金銭債権を有するときは、第2項に基づき代理受領した金員の乙に対する分配額から当該債権額を差し引くことができるものとする。

第19条（申込取消）

- 1 乙は、顧客に販売するすべての商品等について、乙の責に帰すべき理由により顧客から商品等の返品または交換依頼があった場合は、商品等の返品または交換を受け付けるものとし、本件ホームページ上にその旨を明記するものとする。ただし、商品等の特性を鑑みて返品または交換を受け付けない場合はあらかじめ甲およびカード会社の承認を得るものとし、甲およびカード会社の承認を得た場合は、販売時点において返品または交換を受け付けない旨を明記するものとする。
- 2 乙は、乙の責に帰すべき理由により顧客から商品等の返品依頼があった場合には、当該商品等が返却到着した日を基準日（売上日）として申込取消を受け付けるものとする。債権譲渡の取消手続は、原則として、甲が乙に代わって行うものとし、カード会社からの指示が別途あった場合には、甲および乙はカード会社の指示に従う。

第20条（カード会社による支払拒絶、留保）

1. 乙は、以下の事由に該当する債権譲渡が乙からカード会社に対して行われた場合には、カード会社は当該債権譲渡を取り消し、または18条に定める乙への支払を留保することができることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとする。
 - (1) 乙と顧客との間で取引に関する契約が解除、解約、取消、無効事由の存在その他の理由により消滅したとき
 - (2) 第16条第1項に定める売上情報に不実、不正な記載があったとき
 - (3) カード会社が当該クレジットカードの利用を認めた会員以外の第三者がカードを利用したとき
 - (4) 顧客から当該取引に関して、利用の覚えが無い旨、代金の金額に相違がある旨、等の疑義の申出があったとき
 - (5) 第24条に定める関係書類またはデータの提出に応じないとき

- (6) 第21条にかかる問題が生じた場合において、カード会社が顧客より当該代金の支払拒絶、支払留保等の申出を受けたとき
 - (7) 前条に定める申込取消が生じた場合
 - (8) 売上日より61日以上経過して（ボーナス一括払いの方法による売上債権については、別表の締切日に遅れて）売上債権がカード会社に譲渡されたとき
 - (9) その他本規約または甲およびカード会社が定めるところに違反して当該取引が行われたことが判明したとき
2. 乙は、本サービスを利用する取引に関して、カード会社が調査の必要があると認めた場合には、カード会社はその調査が完了するまで当該代金債権についての支払を留保することができること、調査開始より30日を経過してもその問題が解消しない場合には、当該債権譲渡を取り消しまたは解除できることをあらかじめ承諾し、かかる場合において何ら異議を述べないものとする。
 3. 乙は、前二項またはその他の事由によりカード会社が債権譲渡を取り消した場合、または支払を留保した場合に、甲が乙に対して当該代金債権に関する支払について何らの義務も負わないことをあらかじめ承諾する。

第21条（債権の買戻し）

乙は、前条第1項の場合で、カード会社から当該代金債権についての譲渡代金の支払が既に行われた後の場合には、カード会社が乙に対して当該代金債権の買戻しを請求でき、その場合には乙はただちに当該代金債権を買い戻さなければならないことをあらかじめ承諾する。この場合、カード会社は乙に対する次回以降の支払金額から当該債権の譲渡代金に相当する金額を差し引くことができるものとする。カード会社から要求があった場合、または次回以降の支払金額が差し引くのに足りない場合には、乙は即時にカード会社に対して当該債権の買戻し代金を支払わなければならないものとする。なお、本条に基づくカード会社に対する支払またはカード会社による相殺は、すべて甲が代行してこれを行うものとする。

第22条（差押えの場合の処理）

売上債権の譲渡代金の差押え、滞納処分があった場合、甲およびカード会社は当該譲渡債権をカード会社所定の手続に従って処理するものとし、甲およびカード会社は当該手続による限り遅延損害金を支払う義務を負わないものとする。

第23条（不正アクセスの禁止）

乙は、その責において、本契約にかかわるクレジットカード取引以外の目的で承認番号の照会など甲およびカード会社のシステムに不正にアクセスしないものとする。

第24条（契約上の地位の譲渡禁止）

1. 乙は、本契約およびカード加盟店契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、または引

き受けさせてはならない。

2. 乙は、乙の甲またはカード会社に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また、甲またはカード会社に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第25条（商品の所有権）

1. 乙が顧客に通信販売を行った商品の所有権は、当該債権がカード会社に譲渡されたときにカード会社に移転するものとする。ただし、債権買取が取消しまたは解除された場合、当該売上債権に係る商品の所有権は、当該債権買取代金が未払いのときは直ちに、支払済みのときはカード会社が当該債権買取代金を甲に返還したときに、乙に戻るものとする。
2. 加盟店が、偽造カードの使用、カードの第三者使用などにより、会員以外の者に対して誤って通信販売を行った場合であっても、カード会社が甲に対し当該売上債権に関する債権買取代金を支払った場合には、通信販売を行った商品の所有権はカード会社に帰属するものとする。なお、この場合にも前項但書の規定を準用するものとする。

第26条（顧客との紛争）

1. 顧客からの取扱商品等についての苦情、返品・取替の請求、契約解除の請求、販売方法・表示等についての指摘、アフターサービス等に関しては、乙が全責任をもって速やかに対応にあたるものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけないものとする。また、乙は、顧客から甲またはカード会社に直接苦情等の申出があった場合には、甲またはカード会社の行う調査に協力するものとし、調査の事実や事由等必要な事項について認定割賦販売協会が有する加盟店情報交換制度に登録されることを承諾するものとする。
2. 乙は、クレジットカードによる分割払い、リボルビング払い、ボーナス一括払いの代金に関して、顧客がカード会社または顧客の所属する他のカード会社等に対し支払停止の抗弁を主張した場合には、当該代金にかかる金額の支払は以下の各号に定めるとおりとされることを確認する。
 - (1) 当該金額が乙に対して支払われる前の場合は、カード会社は当該金額の支払を拒絶または留保することができる。
 - (2) 当該金額が乙に対して支払われた後の場合は、乙はカード会社の請求に応じて所定の方法により、甲を通じて当該金額を返還するものとする。
 - (3) 顧客からの抗弁が消滅した場合は、カード会社は甲に当該金額を支払うものとし、甲はカード会社からのかかる支払を受けた後、乙に対して当該金額の支払を行うものとする。

第27条（取引の取消等）

乙は、顧客との間での取引を取り消したとき、その他顧客との間での取引が消滅した

ときは、甲所定の方法により速やかに当該事実を甲に通知するものとする。甲は、乙からの通知を受けて、カード会社に対し当該事実を通知するものとする。

第28条（手数料）

1. 乙は、本サービスの利用に関し、甲が別途定める決済手数料（以下「決済手数料」という）を甲に支払うものとする。
2. 決済手数料は、甲が乙を代理してカード会社から受領する代金から決済手数料相当額およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、甲がカード会社から受領する代金の総額が決済手数料および消費税の額に満たない場合は、乙は、甲の定める期日までに甲が指定する銀行口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払に要する費用は乙の負担とする。
3. 第18条および第19条に定めるカード会社による支払拒絶、留保、債権の買い戻し請求の場合には、前項に定めるのと同様の方法により精算を行うものとする。

第29条（記録の保管）

乙は、顧客からの商品受領書および商品の発送を証する証憑その他関係書類またはデータを自己の責任のもと7年間保管し、甲またはカード会社の要請があるときはいつでもこれを提示するものとする。

第30条（差別待遇の禁止）

乙は、有効なクレジットカードにより取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく当該申込を拒絶したり、他の支払方法による支払を要求したり、他の支払方法と異なる代金を請求する等、クレジットカードにより取引の申込を行った顧客に不利になる差別的取り扱いやクレジットカードの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとする。

第31条（守秘義務）

1. 甲および乙は、本契約期間中または契約終了後にかかわらず、本契約および本契約に関連して知り得た情報、その他相手方の機密に属すべき一切の事項を第三者に漏洩・開示・提供してはならない。ただし、あらかじめ相手方の書面による承諾を得た場合には、この限りではない。
2. 甲は、前項にかかわらず、本サービスの運営に必要な範囲で、甲のグループ会社または守秘契約を締結した提携会社との間で、乙に関する情報を交換することができる。

第32条（情報の収集および利用）

1. 乙は、カード会社が本項(1)に定める加盟店情報につき必要な保護措置を行ったうえで、以下のとおり取扱うことに同意する。

- (1) 加盟申込審査、本契約締結後の管理等取引上の判断の為に、以下の①から⑭の乙の情報（代表者の個人情報を含む。以下「加盟店情報」という）を収集、利用すること。
 - ① 乙の店舗の名称、所在地、郵便番号、電話番号、代表者の氏名、住所、生年月日、電話番号等、乙が加盟店申し込み時および変更届け時に届け出た事項
 - ② 契約締結日、取扱商品、販売形態、業種等の乙とカード会社の取引に関する事項
 - ③ 乙のカードの取扱い状況
 - ④ カード会社が収集した乙の代表者のクレジット利用履歴
 - ⑤ 乙の営業許可証等の確認書類の記載事項
 - ⑥ カード会社が適正かつ適法な方法で収集した登記簿、住民票等公的機関が発行する書類の記載事項
 - ⑦ 電話帳、住宅地図、官報等において公開されている情報
 - ⑧ カード会社が加盟を認めなかった場合、その事実および理由
 - ⑨ 割賦販売法第35条の3の5および割賦販売法第35条の3の20における個別信用購入あっせん関係販売契約等の勧誘に係る調査を行った事実ならびに調査の内容および調査事項
 - ⑩ 割賦販売法に基づき同施行規則第60条第2号イまたは同3号の規定による調査を行った事実および事項
 - ⑪ 個別信用購入あっせん業者または包括信用購入あっせん業者が信用購入あっせんに係る契約を解除した事実および事項
 - ⑫ 顧客からカード会社に申し出のあった苦情の内容および当該内容について、カード会社が顧客、およびその他の関係者から調査収集した情報
 - ⑬ 行政機関、消費者団体、報道機関が公表した事実とその内容（特定商取引に関する法律等に違反し、公表された情報等）および当該内容について、加盟店信用情報機関（加盟店情報の収集および加盟会員に対する当該情報の提供を業とするもの）および加盟店信用情報機関の加盟会員が調査収集した情報
 - ⑭ 加盟店信用情報機関が興信所から提供を受けた内容（倒産情報等）
 - (2) 以下の目的のために、前号①から⑦の加盟店情報を利用すること。
 - ① カード会社が本契約に基いて行う業務
 - ② 宣伝物の送付等、カード会社または他の加盟店等の営業案内
 - ③ カード会社のクレジットカード事業その他クレジットカード会社の事業における新商品、新機能、新サービス等の開発
 - (3) 本契約に基いて行う業務を第三者に委託する場合に、業務の遂行に必要な範囲で、本項(1)①から⑭の加盟店情報を当該委託先に預託すること。
2. 乙は、クレジットカード取引システムに参加するカード会社のうち、カード会社と本項に関し提携した会社（以下「提携会社」という）が加盟申し込み審査および加盟後の管理等取引上の判断のため、本条第1項(1)①から⑭の加盟店情報を共同利用すること

に同意する。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はカード会社とする。

3. 乙は、カード会社の提携ブランドカードを発行するカード会社（以下「提携ブランドカード発行会社」という）が加盟店管理に関わる業務のため、本条第1項(1)①から⑭の加盟店情報を共同利用することに同意する。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はカード会社とする。
4. 乙は、カード会社が加盟店情報の提供に関する契約を締結した会社、組織（以下「共同利用会社」という）が共同利用会社のサービス提供等のため、本条第1項(1)①から⑦の加盟店情報を共同利用することに同意する。なお、本項に基づく共同利用に係る加盟店情報の管理に責任を有する者はカード会社とする。
5. 乙は、カード会社が割賦販売法に基づく認定割賦販売協会への報告を行うにあたり甲がカード会社へ必要な加盟店情報を提供することに同意する。

第33条（信用情報機関等への照会及び登録）

1. 乙は、乙との間でカード加盟店契約を締結するカード会社が、他のクレジットカード会社、金融機関またはカード会社が加盟する信用情報機関等（以下、総称して「信用情報機関等」という）から乙に関する情報を入手し、加盟店契約申込時における審査、加盟店契約締結後の適格性についての再審査を行う際に、これらの情報を使用することにつき、あらかじめ同意するものとする。
2. 乙は、本契約およびカード加盟店契約により生じた客観的な事実に基づく信用情報が信用情報機関等に登録されること、および信用情報機関等が自己の取引上の判断のためにこれらの情報を使用することにつき、あらかじめ同意するものとする。
3. 顧客の利益の保護に欠ける行為に関する苦情があった場合、甲はその苦情発生状況を踏まえて調査し、改善が必要な場合その旨を乙に通知し、乙はその通知に従い再発防止のための改善措置を講じなければならない。
4. 甲は、前項の調査により知りえた内容等（調査の事実・事由・加盟店名・加盟店住所・電話番号・代表者名・生年月日）を甲が加盟する信用情報機関に登録することにつき、乙は予め同意するものとする。

第34条（契約終了後の加盟店情報の利用）

カード会社は、本契約および乙とカード会社との間でのカード加盟店契約終了後も31条に定める目的および開示請求等に必要な範囲で、法令等またはカード会社が定める所定の期間加盟店情報及び本契約の終了に関する情報を保有し利用することができるものとする。

第35条（カードに関する情報等の機密保持）

1. 乙は、本契約およびカード加盟店契約に基づいて知り得たカード会員番号その他のカードおよび顧客に付帯する情報ならびに手数料率を含む甲およびカード会社の営業上の

機密を他に漏洩してはならず、また本契約の履行以外の目的に使用してはならないものとする。

2. 乙は、前項の情報が第三者に漏洩することがないように、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるものとする。
3. 本条第1項にかかわらず、甲は、業務代行者に、本条第1項記載の情報を委託業務の遂行に必要な範囲内で開示することができるものとする。この場合、甲は、業務代行者が開示された情報を第三者に漏洩することがないように、業務代行者が情報管理の制度、システムの整備、改善、社内規定の整備、従業員の教育等を含む安全管理に関する必要な一切の措置をとるよう十分に指導、監督するものとする。
4. 乙は、本条第1項記載の情報につき漏洩等が発生した場合には、直ちに甲およびカード会社に連絡するものとする。
5. 甲およびカード会社は、乙に本条第1項記載の漏洩等が発生したと判断される合理的理由がある場合には、乙に対して、漏洩等の事実の有無、状況に関する報告を求めると必要な調査を行うことができ、乙はこれに誠意をもって協力するものとする。
6. 乙は、本条第4項の場合、漏洩等が発生した原因を詳細に調査し、有効かつ十分な再発防止策をとるものとする。
7. 乙は、前項記載の調査結果判明後直ちに再発防止策を策定、実施するものとする。なお、乙は、再発防止策の策定後および実施後直ちに甲およびカード会社に書面でその内容を通知するものとする。
8. 乙の責めに帰すべき事由により、甲およびカード会社にカード会員番号その他のカードおよび顧客に付帯する情報に関する漏洩事故等による損害が発生した場合には、甲およびカード会社は乙に対しその損害の賠償を請求することができるものとする。
9. 本条第1項から第7項までの規定は、本契約および乙とカード会社との間でのカード加盟店加盟店終了後も効力を有するものとする。

第36条（遅延損害金）

乙が本契約に基づく支払債務の履行を遅延した場合は、当該金額に対し、支払期日の翌日から支払満了日まで、年利30%の割合で遅延損害金を支払うものとする。なお、遅延損害金の計算は、年365日の日割計算により行うものとする。

第37条（賠償責任）

1. 乙は、本契約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して、甲またはカード会社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。
2. 乙は、本契約に違反することにより、または本サービスの利用に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任のもとにこれを解決するものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけないものとする。
3. 甲は、本サービスの変更、中止、中断、廃止その他本サービスに関する事由により乙が被った損害について一切の責任を負わないものとする。

4. 甲は、通信回線または甲の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、本サービスの運営の障害について一切の責任を負わないものとする。
5. 乙は、カード加盟店契約において、甲が本契約に関連してカード会社または提携するクレジットカード会社に損害を与えた場合には、甲と乙が連帯して当該損害の賠償について責任を負う旨を定めていることを確認し、甲がかかる連帯債務を履行した場合には、カード会社もしくは提携するクレジットカード会社に支払った金額並びにこれに関連して甲が負担した一切の損害及び費用（弁護士費用を含む。）を補償することを約する。

第38条（業務の委託）

甲は、本サービス提供のための業務の全部または一部を第三者に委託することができるものとする。なお、甲がクレジットカード番号等の取扱に関して業務委託する場合には、甲はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第39条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、乙による本サービスの利用が開始された日より1年間とする。
なお、期間満了までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がなく、かつカード会社から特段の異議がない場合には、本契約は更に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。
2. 甲とカード会社との間で締結されている「包括代理加盟店契約」が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第40条（中途解約）

甲は、本契約期間中であっても、乙に対して1ヶ月前までに通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第41条（解除）

1. 甲は、乙が以下のいずれかに該当する場合には、何ら催告することなくただちに本契約を解除することができるものとする。
 - (1) 本契約の各条項に違反したとき
 - (2) 第3条の届出事項に虚偽の事実が含まれていた場合
 - (3) 他の者の債権を買い取ってまたは他の者に代わってカード会社に債権譲渡したとき
 - (4) 第21条の債権の買戻しに応じなかったとき
 - (5) 取扱商品等または営業態様が本サービスに相応しくないと甲が判断したとき
 - (6) 不正な行為を行ったと甲が判断したとき
 - (7) 手形または小切手の不渡りが発生したとき
 - (8) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または租税滞納処分の申立を受けたと

き

- (9) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申し立てを受け、または自ら申し立てたとき
- (10) 前三号の他、乙の信用状態に重要な変化を生じたとき甲が判断したとき
- (11) 顧客からの苦情等により、本契約を継続することが不相当であると甲が判断したとき
- (12) 乙とカード会社との間でのカード加盟店契約が、カード会社によって一つでも解除されたとき

- 2. 前項に基づく解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。
- 3. 甲またはカード会社は、乙に第1項に定める事由が生じた場合、または該当する疑いがあると甲またはカード会社が認めた場合、乙のカード会社に対する代金債権の譲渡を一括して取り消すことができるものとする。この場合、乙は、甲に対して即時に当該債権の買い戻し代金を支払わなければならないものとする。

第42条（反社会的勢力との関係を理由とする解除）

- 1. 甲は乙が以下のいずれかに該当すると判断した場合は、乙に何らの催告なく本契約を解除することができる。
 - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団関係団体、暴力団関係者、その他の反社会的勢力（以下あわせて「暴力団等」という）である場合、または過去に暴力団等であった場合
 - (2) 暴力団等が事業活動を支配する個人または法人であるとき
 - (3) 役員または従業員のうちに暴力団等に該当する者がある場合
 - (4) 乙（乙が法人である場合はその役員）が刑事事件によって逮捕もしくは勾留された場合または乙が刑事訴追を受けた場合
 - (5) 自らまたは第三者を利用して、甲または顧客に対して、詐術、粗野な振舞い、合理的範囲を超える負担の要求、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどした場合
 - (6) 甲または顧客に対し、自身が暴力団等である旨を伝え、または自身の関係団体もしくは関係者が暴力団等である旨を伝えるなどした場合
- 2. 前条第2項および第3項の規定は、前項により甲が本契約を解除した場合に準用する。

第43条（契約終了に伴う措置）

- 1. 本契約が終了した場合、乙はただちに本サービスを利用した商品等の販売、提供および取引の誘引行為を中止するものとする。
- 2. 本契約終了以前に乙が顧客から取扱商品等の注文を受け、かつカード会社に当該代金債権の譲渡がなされた取引については、本契約終了後においても本規約の規定に従って処理されるものとする。
- 3. 本契約が終了した場合には、乙とカード会社との間でのカード加盟店契約も当然に終

了するものとする。

4. 本契約の終了にあたって、甲は、乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第44条（パスワードの管理等）

1. 乙は、本サービスに利用にあたり甲より発行されたパスワードについて、第三者に知られないよう管理し、定期的に甲所定の方法によりパスワードの変更登録を行うなど、パスワードの盗用を防止する措置を乙の責任において行う。
2. 乙は、本サービスの利用のための管理ページへのアクセスに際しては、甲所定の方法により、甲より発行されたIDおよびパスワードを入力しなければならない。甲は、当該ページへのアクセスについて、送信されたIDおよびパスワードがいずれも乙が登録したものである場合には、乙からの送信として取り扱うこととし、不正使用その他の事故等により生じた損害については一切責任を負わない。

第45条（サービスの停止）

1. 甲は、あらかじめ乙に通知して本サービスを一時的に停止する場合がある。
2. 乙は、本サービスについて以下のいずれかの事由により乙に事前に通知されることなく一定期間停止されることがあることをあらかじめ承諾し、本サービスの停止による損害の補償等を甲に請求しないこととする。
 - (1) 甲のサーバ、ソフトウェア等の点検、修理、補修、改良等による場合
 - (2) コンピュータ、通信回線等の事故、障害による場合
 - (3) 甲、顧客、その他の第三者の利益を保護するため、甲がやむを得ないと判断した場合

第46条（免責）

1. 甲は、乙が本サービスの利用に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本サービスの全部または一部の停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
2. 甲は乙による事前の承諾なく本サービスの変更または停止し、もしくは終了することができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、本サービスにおける乙の本サービス利用店舗の運営に支障が生じると判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第47条（準拠法）

本契約の準拠法は日本国法とする。

第48条（裁判管轄）

甲と乙との間で訴訟の必要が生じた場合は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第49条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めるときには、乙に対して予告することなく本サービスの内容又は本規約を変更することができる。
2. 本サービスの内容又は本規約の変更については、甲が当該変更を通知（甲のサーバ内の所定の箇所に掲示した場合を含む）した後において、乙が本サービスの利用を継続した場合には、乙はこれを承認したものとみなす。

第50条（特約等）

1. 甲は、必要に応じ、別途本規約に付随する特約等を定めることができるものとし、乙は異議なく当該特約等を承諾する。
2. 甲が新たに前項に定める特約等を定める場合又は既に定めた特約等を変更する場合は、本規約の変更に準じて、前項の規定を適用する。

以上

2010年1月12日改定

対象支払サービス利用特約

第1条（総則）

本特約は楽天カードマルチ決済サービス利用規約の一部となるものであり、本特約に定めのない事項については楽天カードマルチ決済サービス利用規約が適用される。また、楽天カードマルチ決済サービス利用規約において定義された用語は本特約においても同じ意味を有する。

第2条（用語の定義）

本特約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「対象支払サービス」とは、対象支払サービス利用店舗において支払方法として選択することができる甲が提供する決済サービスであって、別紙に定めるものをいう。
- (2) 「対象支払サービス利用店舗」とは、対象支払サービスを利用して乙が取扱商品等を顧客に対して販売または提供するインターネット上のページをいう。
- (3) 「顧客」とは、対象支払サービス利用店舗を閲覧して乙の取扱商品等を注文し、その注文が乙より承諾された個人または法人であって、当該注文の代金支払方法として対象支払サービスを選択する者をいう。
- (4) 「商品等」とは、物品、サービス、権利、役務、ソフトウェア等をいい、「取扱商品等」とは、乙が顧客に販売または提供する商品等をいう。
- (5) 「対象支払サービス提携収納代行会社」とは、甲が対象支払サービスを提供するにあたって提携する収納代行会社をいう。
- (6) 「収納事業者等」とは、対象支払サービスにおいて顧客から支払われる代金を代理受領する事業者をいう。
- (7) 「管理画面」とは、対象支払サービスの実施にあたり、甲または対象支払サービス対象支払サービス提携収納代行会社が提供するシステム上の甲所定の管理画面をいう。

第3条（申込みおよび届出事項）

1. 乙は、対象支払サービスの利用にあたり、本特約に同意のうえ甲所定の方法により利用の申し込みを行うものとし、甲による当該申し込みへの承諾をもって本契約の成立とする。
2. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申し込みを承諾しない場合がある。
 - (1) 乙が虚偽の申告をした場合
 - (2) 乙の出店ページの運営または顧客との取引の遂行につき、または技術上の問題があると甲が判断した場合。
 - (3) その他、与信等の観点から対象支払サービスの利用につき不相当と甲が判断した場合。

3. 乙は、申し込み後に第1項に基づき甲に届け出た事項に変更が生じた場合、すみやかに甲所定の方法で当該変更につき甲に通知するものとする。
4. 乙は、第1項および前項により甲に通知された事項について、甲を通じて対象支払サービス提携収納代行会社に対し開示されることをあらかじめ承諾するものとする。

第4条（対象支払サービスの利用）

1. 乙は、対象支払サービスを本特約の定める目的の範囲内で、かつ本特約に違反しない範囲で利用することができるものとする。
2. 本契約は、本特約に定める場合を除き、甲、対象支払サービス提携収納代行会社または収納加盟店等が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、何らの処分または使用を許諾するものではない。
3. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示するとともに、顧客との間で予想されるトラブル等について一方的に顧客が不利にならないように取り計らい、乙と顧客の責任範囲について顧客が理解できるように明示しなければならない。
4. 乙は、対象支払サービスを支払方法として選択した場合の手数料、商品発送等の条件について、対象支払サービスを利用して乙が取扱商品等を顧客に対して販売または提供するインターネット上のページにこれを明示しなければならない。
5. 甲または対象支払サービス提携収納代行会社は、顧客に対して支払いに必要となる取引番号等を通知するものとする。
6. 乙は、対象支払サービスの利用による決済の状況その他について、随時管理画面によりこれを確認しなければならない。
7. 乙は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならない。

第5条（提供する商品等）

甲は、対象支払サービス利用店舗における取扱商品等につき、必要に応じて制限を設けることができる。

第6条（資料提供等）

1. 乙は、甲または対象支払サービス提携収納代行会社から対象支払サービスの運用に必要な情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. 甲は、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約の遵守状況を確認することができる。
3. 乙は、甲と対象支払サービス提携収納代行会社との間での契約に定める事項について、対象支払サービス提携収納代行会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第7条（代金の支払い）

1. 甲は、収納事業者等を通じ代理受領した代金を取りまとめ、甲が別途定める支払日に本特約の第3条第1項および第3項に基づき代金の振込先として乙が届け出た金融機関の口座に振り込んで支払う。
2. 乙の甲に対する未払債務があるときは、その支払期限にかかわらず、甲は何らの通知なく前項に基づき乙に支払う代金から当該未払債務の額を差し引くことができる。

第8条（サービス利用料）

1. 乙は、対象支払サービスの利用に関し、甲が別途定めるサービス利用料を支払う。
2. サービス利用料は、甲が本契約に基づき乙に支払うべき商品等の代金からサービス利用料およびそれにかかる消費税相当額を差し引くことにより支払われるものとする。なお、甲が対象支払サービス提携収納代行会社から受領する代金の総額がサービス利用料および消費税額に満たない場合は、乙は甲の定める期日までに甲が指定する金融機関の口座に不足分の金額を振り込むことにより支払わなければならない。この場合の支払いに要する費用は乙の負担とする。
3. 顧客が商品等の代金を支払うにあたり、収納加盟店等が顧客に発行する領収書収入印紙を必要とする場合、当該収入印紙にかかる費用は乙の負担とする。なお、収納加盟店等が立て替え負担した当該収入印紙の代金については、前項によるサービス利用料の支払いとあわせ甲に支払われるものとする。

第9条（取引の取消等）

1. 乙は、顧客との間の取引が、顧客による代金の支払いよりも前に取消、キャンセル、解除その他の事由により消滅又は失効したときは、甲所定の方法により速やかに当該事実を甲に通知するものとする。
2. 顧客との間の取引の消滅又は失効が、顧客による商品等の代金の支払いよりも後であった場合、乙は当該顧客と返金の方法について協議のうえ、自己の責任と費用において当該顧客への返金を行うものとする。
3. 甲は受領済みの決済手数料の返金を行わないものとする。
4. 甲は、本特約の第1項および第2項に定める取引の取消および返金により生じた乙または顧客の損害につき、一切その責めを負わないものとする。

第10条（購入記録の利用）

甲、対象支払サービス提携収納代行会社および収納加盟店等は、商品等の購入に関する情報を対象支払サービスおよび甲の提供するサービスの向上のために利用することができる。

第11条（対象支払サービスの委託）

甲は、甲の定める方法により、対象支払サービスとして乙に提供する業務の一部または全部を第三者に再委託することができるものとする。なお、甲がクレジットカード番号等の取扱に関して業務委託する場合には、甲はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第12条（差別待遇の禁止）

乙は、対象支払サービスを代金の支払方法として指定し、有効に取引の申込を行った顧客に対し、正当な理由なく当該申込を拒絶したり、他の支払方法による支払を要求する等、顧客に不利になる差別的取扱や顧客による対象支払サービスの円滑な利用の妨げとなるいかなる措置も採ってはならないものとする。

第13条（契約上の地位の譲渡禁止）

1. 乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、または引き受けさせてはならない。
2. 乙は、乙の甲に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また甲に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第14条（賠償責任）

1. 乙は、本契約に違反することにより、または対象支払サービスの利用に関連して、甲または対象支払サービス提携収納代行会社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。
2. 乙は、本契約に違反することにより、または対象支払サービスの利用に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任のもとにこれを解決するものとし、甲および提携収納代行会社に一切迷惑をかけないものとする。
3. 甲は、対象支払サービスの変更、中止、中断、廃止その他対象支払サービスに関する事由により乙が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
4. 甲は、通信回線または甲、対象支払サービス提携収納代行会社もしくは収納事業者等の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、対象支払サービスの運営の障害について一切の責任を負わないものとする。

第15条（対象支払サービスの停止）

乙は、甲、対象支払サービス提携収納代行会社または収納事業者等によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備にかかる点検、修理、補修、改良等、または通信回線等の事故、障害、その他甲がやむを得ないと判断した場合に、事前に乙に通知されることなく対象支払サービスが一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。なお、乙は当該停止につき甲または対象支払サービス提携収納代行会社に対して損害の補償等を求めないこととする。

第16条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立の日から1年間とする。なお、期間満了までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲と対象支払サービス提携収納代行会社との間で締結されている「収納代行契約」が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第17条（中途解約）

甲は、本契約期間中であっても、乙に対して1ヶ月前までに通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第18条（解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告することなくただちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 扱商品等または営業態様が対象支払サービスに相応しくないと甲が判断したとき
 - (3) 手形または小切手の不渡が発生したとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき。
 - (5) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がなされたとき。
 - (6) 前三号の他、乙の信用状態に重要な変化を生じたときと甲が判断したとき。
 - (7) 顧客からの苦情等により、本契約を継続することが不相当であると甲が判断したとき。
2. 乙は前項各号のいずれかに該当した場合、期限の利益を喪失し、本契約に基づき債務の一切をただちに弁済しなければならない。
3. 本条に基づく解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第19条（契約終了に伴う措置）

1. 本契約が終了した場合、乙はただちに対象支払サービスを利用した商品等の販売、提供および取引の誘引行為を中止するものとする。
2. 本契約終了以前に乙が顧客から商品等の注文を受けた取引については、本契約終了後においても本特約の規定に従って処理されるものとする。
3. 本特約の第4条第7項に定める乙の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
4. 本契約の終了にあたって、甲は乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第20条（免責）

1. 甲は、乙が対象支払サービスの利用に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本サービスの全部または一部の停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
2. 甲は乙による事前の承諾なく対象支払サービスの変更または停止し、もしくは終了することができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、対象支払サービスにおける乙の対象支払サービス利用店舗の運営に支障が生じると判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第21条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めたときは、乙に対して予告することなく本特約および本特約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。
2. 本特約または本特約に付随する規約の変更については、甲が当該変更を通知（甲のサーバの所定の箇所に掲示した場合を含む）した後において、乙が対象支払サービスの利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用するものとする。

以上

2009年12月28日制定

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

本人認証サービス機能利用特約

第1条（総則）

本特約は楽天カードマルチ決済サービス利用規約の一部となるものであり、本特約に定めのない事項については楽天カードマルチ決済サービス利用規約が適用される。また、楽天カードマルチ決済サービス利用規約において定義された用語は本特約においても同じ意味を有する。

第2条（用語の定義）

本特約において、以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

- (1) 「本人認証サービス」とは、カード会社がインターネットを通じ提供するカード会員の本人性を判別するサービスをいう。
- (2) 「本人認証サービス契約」とは、乙がクレジットカード決済による販売の相手方について本人認証サービスにより本人性の判別を受けるために必要となるカード会社との契約をいう。
- (3) 「MP I」とは、乙がクレジットカード決済による販売の相手方について本人認証サービスにより本人性の判別を受けるために必要となるソフトウェアをいう。
- (4) 「本人認証サービス機能」とは、本人認証サービスを利用するためのMP Iを用いたデータ処理業務およびデータ送受信業務の代行処理機能をいう。

第3条（本人認証サービス機能の申込み）

1. 乙は、本人認証サービス機能の利用にあたり、本特約に同意のうえ甲所定の方法により利用の申し込みを行うものとし、甲による当該申し込みへの承諾をもって本契約の成立とする。
2. 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、当該申し込みを承諾しない場合がある。
 - (1) 乙が虚偽の申告をした場合
 - (2) 乙の出店ページの運営または顧客との取引の遂行につき、または技術上の問題があると甲が判断した場合。
 - (3) その他、甲が本人認証サービス機能の利用につき不適切と判断した場合。
3. 乙は、申し込み後に第1項に基づき甲に届け出た事項に変更が生じた場合、すみやかに甲所定の方法で当該変更につき甲に通知するものとする。

第4条（クレジットカード会社との本人認証サービス契約）

1. 乙は、甲に対して以下の各号に記載する内容の業務を乙の代理人としてカード会社との間で行うことを委託し、甲はこれを受託する。
 - (1) 乙とカード会社との本人認証サービス契約の締結およびこれに付随する一切の行為
 - (2) 乙に関する届け出

- (3) 本人認証サービス機能に関するデータ処理業務およびデータ送受信業務
 - (4) その他、甲乙間で合意し、カード会社が承認した業務
2. 甲は、前項の受託業務の全部または一部を第三者に再委託することができる。
 3. 乙は、乙とカード会社との間での本人認証サービス契約の成立に先立って、カード会社による加盟店審査があること、および審査の結果本人認証サービス契約の締結ができず本サービスを利用できない場合があることをあらかじめ了承する。なお、本人認証サービス契約が締結できない場合でも、甲およびカード会社は乙に対して一切責任を負わないものとする。
 4. 本条第1項第1号により締結された本人認証サービス契約は、甲とカード会社との間での「カード加盟店に関する契約」が終了した場合には、それに伴い終了するものとする。この場合、甲とカード会社との間での契約終了の理由の如何を問わず、甲は乙に対して何らの責任も負わないものとする。
 5. 乙は、乙が以下の各号のいずれかに該当した場合は、カード会社が、甲および乙に何ら通知、催告することなく、乙とカード会社との間での本人認証サービス契約を解除することができることをあらかじめ承諾する。
 - (1) 本人認証サービス契約の規定に違反した場合
 - (2) 楽天カードマルチ決済サービス利用規約にいうカード会社以外のクレジットカード会社との間での契約に違反した場合
 - (3) 信用状態に重大な変化（不渡、銀行取引停止処分、破産等を含むが、これらに限られない）が生じたときまたはカード会社が判断した場合
 - (4) 顧客からの苦情その他の事情により、甲またはカード会社が、本人認証サービス契約を継続することが不適当であると認めた場合
 6. 乙は、乙が本特約の各条項に違反するときは、本条第1項第1号により締結された本人認証サービス契約の違反をも構成し、同契約に従い責任を負う場合があることを了承する。
 7. 甲は、本人認証サービス機能提供のため、またはその他の理由により、カード会社の一部または全部を変更または追加することができるものとし、この場合、乙はその手続のために必要となる書類その他を甲の求めに応じて提出するものとする。乙と、同一ブランドのカードを取り扱う複数のカード会社との間でカード本人認証サービス契約が成立した場合、当該カードブランドを取り扱ういずれのカード会社を本人認証サービス機能にかかる個々の取引について決済を行うカード会社とするかの決定は、甲の裁量のもとに行うものとする。
 8. 本人認証サービス契約および本人認証サービス契約に基づくクレジットカード決済に関する事項で本特約に定めのない事項については、カード会社が本人認証サービス契約に関して定める規約、約款等の定めるところに従うものとする。

第5条（本人認証サービス機能の利用）

1. 乙は、本人認証サービス機能を本特約の定める目的の範囲内で、かつ本特約に違反

しない範囲で利用することができるものとする。

2. 乙は、インターネットその他の通信回線を用いて、甲との間で本契約の遂行に必要なデータの受渡ができるシステム環境を有しており、かつかかる体制を本契約期間中を通じて維持することを保証し、誓約する。
3. 本契約は、本特約に定める場合を除き、甲またはカード会社が権利を有する著作権、商標権、意匠権、実用新案権、特許権その他の権利について、何らの処分または使用を許諾するものではない。
4. 乙は、顧客に対し、取引の当事者は乙と顧客であり、商品等の販売または提供に伴う権利義務は乙と当該顧客との間で発生することを明確に表示するとともに、顧客との間で予想されるトラブル等について一方的に顧客が不利にならないように取り計らい、乙と顧客の責任範囲について顧客が理解できるように明示しなければならない。
5. 乙は、顧客からの苦情、問い合わせ等に対する窓口を設置し、当該窓口で受け付ける苦情、問い合わせ等に対し速やかな対応を行わなければならない。

第6条（提供する商品等）

甲は、本人認証サービス機能利用店舗における取扱商品等につき、必要に応じて制限を設けることができる。

第7条（記録の保管）

乙は、認証サービスによる判別結果に関するデータおよび認証サービスを利用した顧客にかかるカード会社からの承認結果に関するデータを自己の責任のもと1年間保管し、甲またはカード会社の要請があるときはいつでもこれを提示するものとする。

第8条（資料提供等）

1. 乙は、甲またはカード会社から本人認証サービス機能の運用に必要となる情報、資料等の提供を求められた場合、これに応じるものとする。
2. 甲は、必要に応じて乙の事業所内に立ち入り、乙による本契約の遵守状況を確認することができる。
3. 乙は、甲とカード会社との間での契約に定める事項について、カード会社から調査の協力を求められた場合には、その求めに速やかに応じるものとする。

第9条（本人認証サービス機能の委託）

甲は、甲の定める方法により、本人認証サービス機能として乙に提供する業務の一部または全部を第三者に再委託することができるものとする。なお、甲がクレジットカード番号等の取扱に関して業務委託する場合には、甲はその委託先に対して必要かつ適切な監督を行うものとする。

第10条（契約上の地位の譲渡禁止）

1. 乙は、本契約上の地位を第三者に譲渡し、貸与し、または引き受けさせてはならない。
2. 乙は、乙の甲に対する債権を第三者に譲渡し、または担保に供してはならず、また甲に対する債務を第三者に引き受けさせてはならない。

第11条（賠償責任）

1. 乙は、本契約に違反することにより、または本人認証サービス機能の利用に関連して、甲またはカード会社に損害を与えた場合は、当該損害を賠償する責を負うものとする。
2. 乙は、本契約に違反することにより、または本人認証サービス機能の利用に関連して、第三者との間で紛争が生じた場合には、すべて乙の責任のもとにこれを解決するものとし、甲およびカード会社に一切迷惑をかけないものとする。
3. 甲は、本人認証サービス機能の変更、中止、中断、廃止その他本人認証サービス機能に関する事由により乙が被った損害について一切の責任を負わないものとする。
4. 甲は、通信回線または甲もしくはカード会社の設備、機器等に起因する通信不良、遅延、誤送信等、本人認証サービス機能の運営の障害について一切の責任を負わないものとする。

第12条（本人認証サービス機能の停止）

乙は、甲またはカード会社によるサーバ、ソフトウェア、その他の設備にかかる点検、修理、補修、改良等、または通信回線等の事故、障害、その他甲がやむを得ないと判断した場合に、事前に乙に通知されることなく本人認証サービス機能が一定期間停止される場合があることをあらかじめ承諾するものとする。なお、乙は当該停止につき甲またはカード会社に対して損害の補償等を求めないこととする。

第13条（契約期間）

1. 本契約の有効期間は、本契約の成立の日から1年間とする。なお、期間満了までに甲乙いずれからも契約終了の意思表示がない場合、本契約は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。
2. 甲とカード会社との間で締結されている「カード加盟店に関する契約」が終了した場合には、本契約も当然に終了するものとする。

第14条（中途解約）

甲は、本契約期間中であっても、乙に対して1ヶ月前までに通知することにより、本契約を解約することができるものとする。

第15条（解除）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合、何ら催告することなくただちに本契約を解除することができる。
 - (1) 本契約の各条項に違反したとき。
 - (2) 扱商品等または営業態様が本人認証サービス機能に相応しくないと甲が判断したとき
 - (3) 手形または小切手の不渡が発生したとき。
 - (4) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行または滞納処分の申立を受けたとき。
 - (5) 破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始または特別清算開始の申立がなされたとき。
 - (6) 前三号の他、乙の信用状態に重要な変化を生じたときと甲が判断したとき。
 - (7) 顧客からの苦情等により、本契約を継続することが不相当であると甲が判断したとき。
 - (8) 乙とカード会社との間でのカード加盟店契約が、カード会社によって一つでも解除されたとき
 - (9) 乙とカード会社との本人認証サービス契約が事由の如何を問わず終了したとき。
2. 本条に基づく解除は、甲の乙に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

第16条（契約終了に伴う措置）

1. 本契約が終了した場合、乙はただちに本人認証サービス機能を利用した商品等の販売、提供および取引の誘引行為を中止するものとする。
2. 本契約終了以前に乙が顧客から商品等の注文を受けた取引については、本契約終了後においても本特約の規定に従って処理されるものとする。
3. 本特約の第4条第4項に定める乙の義務は、本契約終了後も有効に存続するものとする。
4. 本契約の終了にあたって、甲は乙に対し、設備投資、費用負担、逸失利益その他乙に生じた損害について一切責任を負わないものとする。

第17条（免責）

1. 甲は、乙が本人認証サービス機能の利用に関して被った損害（サーバまたはソフトウェアの障害・不具合・誤動作、本サービスの全部または一部の停止、顧客との取引等によるものを含むが、それらに限られず、またその原因のいかんを問わない）について、賠償する責を負わない。
2. 甲は乙による事前の承諾なく本人認証サービス機能の変更または停止し、もしくは終了することができる。
3. 甲は、サーバに障害が発生した等の理由により、本人認証サービス機能における乙の本人認証サービス機能利用店舗の運営に支障が生じると判断した場合には、混乱防止のために必要となる措置を取ることができる。

第18条（規約の変更）

1. 甲は、必要と認めるときは、乙に対して予告することなく本特約および本特約に付随する規約の内容を変更することができるものとする。
2. 本特約または本特約に付随する規約の変更については、甲が当該変更を通知（甲のサーバの所定の箇所に掲示した場合を含む）した後において、乙が対本人認証サービス機能の利用を継続した場合には、乙は新しい規約を承認したものとみなし、変更後の規約を適用するものとする。

以上

2009年12月28日制定

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

(別表：楽天カードマルチ決済サービス規約)

楽天カードマルチ決済サービス規約

1. カード会社

本規約第2条第6号にいうカード会社は、以下のとおりとする。

なお、各カード会社との間でのカード加盟店契約の成立に先立って、各カード会社ごと
の加盟店審査があるため、すべてのカード会社の加盟店になれるとは限らない。

- (ア) 楽天カード株式会社
- (イ) 株式会社ジェーシービー
- (ウ) シティカードジャパン株式会社

2. 支払区分

本規約第14条にいう支払区分は、以下のとおりとする。

なお、以下の支払区分にかかわらず、カード会社の判断により利用できない場合がある。

《カードブランド支払区分》

VISA、MasterCard、JCB の支払い区分

- : 1回払い
- : 分割払い(3回、5回、6回、10回、12回、15回、18回、20回、24回)
- : ボーナス一括払い
- : リボルビング払い

Diners の支払い区分

- : 1回払い
- : ボーナス一括払い
- : リボルビング払い

American Express の支払い区分

- : 1回払い
- : 分割払い(3回、5回、6回、10回、12回、15回、18回、20回、24回)
- : ボーナス一括払い

3. 売上情報の締切日および債権譲渡代金の支払日

本規約第16条に定める売上情報の締切日、および本規約第17条第2項に定める債権
譲渡代金の支払日は、以下に定める月1回締め、月2回締め、月3回締め、月6回締め
の6種類とし、楽天カードマルチ決済サービス申込みの際にいずれかを選択するものと
する。

<月1回締め>

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月1日から末日

締切日 : 毎月末日

支払日 : 翌月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(夏期)

取扱期間 : 12月16日から6月15日

締切日 : 6月25日

支払日 : 8月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(冬期)

取扱期間 : 7月16日から11月15日

締切日 : 11月25日

支払日 : 翌年1月末日

<月2回締め>

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月 1日から15日

締切日 : 毎月15日

支払日 : 翌月15日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月16日から末日

締切日 : 毎月末日

支払日 : 翌月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(夏期)

取扱期間 : 12月16日から6月15日

締切日 : 6月25日

支払日 : 8月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(冬期)

取扱期間 : 7月16日から11月15日

締切日 : 11月25日

支払日 : 翌年1月末日

<月3回締め>

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

取扱期間 : 毎月 1日から10日

締切日 : 毎月10日

支払日 : 翌月10日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月11日から20日

締切日 : 毎月20日

支払日 : 翌月20日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月21日から末日

締切日 : 毎月末日

支払日 : 翌月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(夏期)

取扱期間 : 12月16日から6月15日

締切日 : 6月25日

支払日 : 8月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(冬期)

取扱期間 : 7月16日から11月15日

締切日 : 11月25日

支払日 : 翌年1月末日

<月6回締め>

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月1日から5日

締切日 : 毎月5日

支払日 : 翌月5日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月 6日から10日

締切日 : 毎月10日

支払日 : 翌月10日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月11日から15日

締切日 : 毎月15日

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

支払日 : 翌月15日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月16日から20日

締切日 : 毎月20日

支払日 : 翌月20日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月21日から25日

締切日 : 毎月25日

支払日 : 翌月25日

支払区分 : 1回払い・リボルビング払い・分割払い

取扱期間 : 毎月26日から末日

締切日 : 毎月末日

支払日 : 翌月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(夏期)

取扱期間 : 12月16日から6月15日

締切日 : 6月25日

支払日 : 8月末日

支払区分 : ボーナス一括払い(冬期)

取扱期間 : 7月16日から11月15日

締切日 : 11月25日

支払日 : 翌年1月末日

※売上情報は締切日到着分をもって締め切るものとする。

※支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払われるものとする。

4. 決済手数料

本規約第28条にいう決済手数料は、楽天カードマルチ決済サービス利用申込書の記載の通りとする。なお、甲は一定の予告期間をもって乙に通知したうえで、当該料率を変更することができるものとする。

※精算手数料は、複数サービスを利用された場合、サービス毎に関わらず振込み回数による請求とする。

(2009年12月28日現在)

(対象支払サービス利用特約：別表)

対象支払サービス利用特約

1. 対象支払いサービス

対象支払サービス利用特約第2条第7号にいう対象支払いサービスは、以下のとおりとする。

- (ア) コンビニ収納代行サービス
- (イ) ペイジー収納代行サービス

2. 代金の支払い

対象支払サービス利用特約第7条にいう代金の支払いは、以下に定める月1回締め、月2回締め、月3回締め、月6回締めの6種類とし、対象支払サービス申込みの際にいずれかを選択するものとする。

<月1回締め>

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月1日から末日

締切日：毎月末日

支払日：翌月末日

<月2回締め>

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月1日から15日

締切日：毎月15日

支払日：翌月15日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月16日から末日

締切日：毎月末日

支払日：翌月末日

<月3回締め>

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月1日から10日

締切日：毎月10日

支払日：翌月10日

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月11日から20日

締切日：毎月20日

支払日：翌月20日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月21日から末日

締切日：毎月末日

支払日：翌月末日

<月6回締め>

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月1日から5日

締切日：毎月5日

支払日：翌月5日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月6日から10日

締切日：毎月10日

支払日：翌月10日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月11日から15日

締切日：毎月15日

支払日：翌月15日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月16日から20日

締切日：毎月20日

支払日：翌月20日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月21日から25日

締切日：毎月25日

支払日：翌月25日

支払区分：コンビニ収納代行サービス、ペイジー収納代行サービス

取扱期間：毎月26日から末日

楽天カードマルチ決済サービス利用規約

締切日 : 毎月末日

支払日 : 翌月末日

※顧客支払情報は各収納機関からのデータ通知の締切日到着分をもって締め切るものとする。

※支払日が金融機関休業日の場合は、翌営業日に支払われるものとする。

3. サービス利用料

対象支払サービス利用特約第8条にいうサービス利用料は、楽天カードマルチ決済サービス利用申込書の記載の通りとする。なお、甲は一定の予告期間をもって乙に通知したうえで、当該料率を変更することができるものとする。

※精算手数料は、複数サービスを利用された場合、サービス毎に関わらず振込み回数による請求とする。

(2009年12月28日現在)